

# 中国における農村産権交易所の整備

主任研究員 若林剛志

## 1 経営権取引により進む農地流動化

中国では経営権の取引による農地流動化が進んでおり、これを媒介する組織として農村産権交易所(以下「交易所」)がある。中国政府が推し進める農地流動化の媒介組織としての役割を担う交易所ではあるが、全国的な概況に関する情報は中国語文献でも多くはなく、日本語で読むことのできる文献に至ってはほとんどない。

こうしたなか、本稿では交易所の基礎情報として、現在の交易所の在り方を基礎付け、交易所の整備促進に影響を及ぼした通達発出の経緯について紹介することとする。

## 2 農村産権交易所とその整備

中国では、農地における権利を所有権、請負権、経営権の三つに分け(三権分置)、このうち経営権は、所有している集団に届け出をすれば、経営権の権利保有者が自由に取引できることになっている。

経営権を他の権利と分離して取引することは、日本において利用と所有を分離し、利用権を設定することに類似する。

交易所は、中国の農村部において、農村に存在する財産権の取引を媒介および促進するために設けられている。主に取引されるのは農地の経営権であるが、交易所が取り扱う財産権は、その他にも集団所有となっている林地の経営権と上物である樹木の所有権の総称である林権のほか、農業特許や商標等の知的

財産権も含まれ多岐にわたる。

経営権を取引する場合は、政府による農地の流動化促進と請負経営権譲渡のための市場整備方針を受けて、2008年頃から設立されてきた<sup>(注1)</sup>。例えば、請負経営権流動化サービスセンター(承包経営権流転服務中心)と呼ばれる媒介組織が各地で設立された。その後、13年の中国共産党第十八期中央委員会第三回全体会議で、財産権の透明化を図るとともに、交易所を整備することを決定した(中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定)。これを受けて、14年に国務院弁公庁が設置および業務内容に関する通達(国務院弁公庁關於引導農村産権流転交易市场健康發展的意見。以下「通達」)を出して<sup>(注2)</sup>全国的な整備が進められた。農業部(現在は農業農村部)によれば、15年末時点で、交易所がある郷鎮の割合は43%であり、交易所は中国国内で一般的にみられる組織となっている。

## 3 交易所整備の経緯

交易所の整備は、誰もが利用しやすい取引の場を作ることを目指して推し進めているものであり、新規に開設される交易所もあれば既存組織を整理統合する場合もある。その整備の経緯は、取引にかかる既存組織の状況に端を発する要因、経営権取引と関係の深い要因とに分けられる。

取引にかかる既存組織の状況に端を発する要因としては、個別性と地域格差の2つをあげることができる。

通達発出当時、先の請負経営権流動化サービスセンターに加え、集団管理資産交易中心（集体資産管理交易中心）、林権管理と林業財産権交易所（林権管理と林業産権交易所）等の多様だが個別財産権ごとに類似の組織が存在する地域があった。もちろん、複数の財産権を取り扱う既存組織もあったが、政府は、全国的な統一規則の下で、交易所を開設あるいは既存組織を交易所として整理統合し、交易所が農村に存在する財産権を総合的に扱うサービス拠点となることを目指したのである。

第2に地域格差があった。権利の取引需要が多ければ、交易所の開設は比較的容易であろうが、そうした条件を満たさない地域もある。ある権利の譲渡を望むにも関わらず、居住地域に交易所がなければ不都合であろうし、交易所があっても遠隔地であれば取引が困難になる。これらを是正し、公益や公平性に配慮した開設が必要と考えられていた。

全国を見渡すと財産権を取引する場の発展状況に偏りがあり、このことは、通達に記されているし、叶・張・伍(2015)でも言及されている。彼らは取り上げた10の事例交易所内において、サービス拠点が偏在していること、公益性確保の観点から、へき地であっても開設の必要性があることを指摘している。

経営権取引と関係の深い要因としては、需要の存在と取引の透明性確保を挙げることができる。

---

**〔注1〕**2014年の一号文件において明確化されるまでは、請負権と経営権は未分離であったため、請負経営権が取引対象となっていた。

**〔注2〕**中国共産党中央委員会は同党の最高意思決定機関であり、第三回全体会議では必要な改革について検討、決定される。国務院は国の最高行政機関であり、弁公庁はその事務局機能を担う部局である。

既存組織は、主として経営権の取引需要に応じて開設されてきた。すなわち、農家が出稼ぎを含む非農業部門への就業機会を得て営農から離脱するといった経済的理由に伴う取引需要の増大によって開設されてきたのである。そこで必要とされていたのは、公正で、かつ経営権保有者が自らの意思で円滑に取引できることであった。

第2は透明性の確保である。中国共産党第十八期中央委員会第三回全体会議で述べられた財産権の透明化とは、財産権の所在の明確化やそれが第三者からも確認できるようにすることである。これを専門機関が介在することで達成しようとしており、交易所の設置はその一環と言える。ここからは取引の公正性を確認できるようにし、トラブルを未然に防止しようという意図が見て取れ、それらは交易所に期待されている役割でもある。

こうした透明性の確保を推し進める背景に、財産権取引にかかるトラブルが少なからずあったことがある。具体例として、農地が集団所有であるにも関わらず、少数の者が不明瞭な取引を行い、集団と集団に属す個別農家に不利益を与えかねないことがあった。

## 4 交易所研究の必要性

交易所は、中国において農地流動化を担う組織であり、日本における農地中間管理機構との対比の観点からも興味深い組織である。交易所の開設要件や機能、今後の展開等の交易所に関する調査研究の更なる進展が望まれる。

### <参考文献>

・叶興慶・張雲華・伍振軍(2015)「農村産権流轉交易市场：現状与問題」『中国農村金融』総第360期、35～39頁

(わかばやし たかし)